

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三号

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)の(2)中「五百七十一万四千元」を「六百二十八万五千元」に改め、同表二の1の(三)中「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一八、八〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五五、八〇〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六五、三〇〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八二、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表三の(三)の(2)の表中「八、三〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「一二、四〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「二三、〇〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、三〇〇円」に、「三一、九〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、同表六の(二)の(1)中「五十九万五千元」を「六十五万五千元」に改め、同表六の(二)の(2)中「三十万円」を「三十一万八千元」に改め、同表八の(三)の(2)の表中「四千七百元」を「四千七百元」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千八百元」を「五千元」に改め、同表八の(三)の(2)のウ中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表九の(三)中「二十一万五千二百円」を「二十一万三千八百円」に、「十七万二千元」を「十七万九百元」に改め、同表十二の(二)中「十三万七千九百元」を「十三万八千三百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。